

【セブンカード規約・規定集 新旧対比表】

現行	改定後
<p>会員規約（個人用）</p>	<p>セブンカード会員規約（個人用）</p>
<p>第1条（定義）</p>	<p>第1条（定義）</p>
<p>1.株式会社セブン・カードサービス(以下「当社」といいます。)が、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)と提携して発行する JCB ブランドのクレジットカードを「セブンカード・JCB」、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と提携して発行する Visa ブランドのクレジットカードを「セブンカード・VISA」といいます。</p> <p>なお、「セブンカード・JCB」には、当社が JCB と提携して発行する JCB ブランドカードである限り、券面に「SEVEN CARD」と記載のあるカードのみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれます。また、「セブンカード・VISA」には、当社が三菱UFJニコスと提携して発行する Visa ブランドカードである限り、券面に「SEVEN CARD」と記載のあるカードのみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれます。</p>	<p>1.株式会社セブン・カードサービス(以下「当社」といいます。)が、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)と提携して発行する JCB ブランドのクレジットカードを「セブンカード・JCB」、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と提携して発行する Visa ブランドのクレジットカードを「セブンカード・VISA」といいます。</p> <p>なお、「セブンカード・JCB」には、当社が JCB と提携して発行する JCB ブランドカードである限り、券面に「SEVEN CARD」または「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードのみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれます。また、「セブンカード・VISA」には、当社が三菱UFJニコスと提携して発行する Visa ブランドカードである限り、券面に「SEVEN CARD」または「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードのみならず、券面に「IY CARD」と記載のあるカードも含まれます。</p>
<p>第2条（会員）</p>	<p>第2条（会員）</p>
<p>3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第3条第1項で「家族カード」として定義されるものをいいます。以下、本条において同じとします。)を使用して、本規約に基づくカードの利用(第2章(ショッピング利用・金融サービス)に定めるショッピングおよびキャッシングならびに第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下、同じとします。)</p>	<p>3.本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第3条第1項で「家族カード」として定義されるものをいいます。以下、本条において同じとします。)を使用して、本規約に基づくカードの利用(第2章(ショッピング利用・金融サービス)に定めるショッピングおよびキャッシングならびに第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下、同じとします。)</p>

<p>を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回・取消または無効等の消滅事由がある場合は、第 35 条第 4 項所定の方法により家族会員によるカードの利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>	<p>を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回・取消または無効等の消滅事由がある場合は、第 36 条第 5 項所定の方法により家族会員によるカードの利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>
<p>第 3 条（カードの貸与）</p>	<p>第 3 条（カードの貸与およびカードの管理）</p>
<p>1.当社は、会員本人にカード（「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」といいます。）を貸与します。カード上には会員氏名・会員番号・カードの有効期限等（以下「カード情報」といいます。）が表示されています。</p>	<p>1.当社は、会員本人にカード（「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」といいます。）を貸与します。<u>会員は、カードを受け取られたときにカード情報を確認のうえ、直ちに当該カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。</u></p>
<p>2.会員は、カードを受け取られたときにカード情報を確認のうえ直ちに当該カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。カードは、カード上表示された会員本人以外は使用できません。</p>	<p><u>2.カードの表面には会員氏名・会員番号およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」といいます。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される 7 桁の数値のうち下 3 桁の数値をいい、会員番号等とセキュリティコードをあわせて以下「カード情報」といいます。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第 18 条に定めるものをいいます。以下同じとします。）をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</u></p>
<p>3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければな</p>	<p>3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければな</p>

<p>りません。また、会員は、他人に対し、カードを貸与・預託・譲渡・担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることは一切できません。</p>	<p>りません。また、<u>カードは、会員本人以外は使用できないものです</u>。会員は、他人に対し、カードを貸与・預託・譲渡・担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを<u>一切してはなりません</u>。</p>
<p>第4条（カードの再発行）</p>	<p>第4条（カードの再発行）</p>
<p>1.当社は、カードの紛失・盗難・破損・汚損等またはカード情報の消失・不正取得・改変等の理由により会員が希望した場合、当社が審査のうえ、原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当社が別途通知または公表します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。</p>	<p>1.当社は、カードの紛失・盗難・破損・汚損等またはカード情報の消失・不正取得・改変等の理由により会員が希望した<u>場合、審査</u>のうえ、原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当社が別途通知または公表します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。</p>
<p>第5条（カードの機能）</p>	<p>第5条（カードの機能）</p>
<p>会員は、本規約に定める方法・条件によりカードを利用することによって、第2章（ショッピング利用・金融サービス）に定める機能、その他、当社が別途書面により通知するサービス・機能を利用することができます。</p>	<p><u>1. 会員は、本規約に定める方法・条件によりカードを利用することによって、第2章（ショッピング利用・金融サービス）に定める機能を利用することができます。</u></p>
	<p><u>2. ショッピング利用は、会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。</u></p>
	<p><u>3. 金融サービスは、会員が両社所定のATM等を利用する方法等により、当社から金銭を借り入れることができる機能であり、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（第27条から第28条に定めるものをいいます。以下同</u></p>

	<u>じとします。)の3つのサービスからなります。</u>
第6条(付帯サービス)	第6条(付帯サービス)
1.会員は、当社・ブランド会社またはその提携会社が当社の委託により提供するカード付帯サービスおよび特典(以下、総称して「付帯サービス」といいます。)を当社・ブランド会社またはその提携会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社から会員に対し別途通知または公表します。	1.会員は、 <u>第2章(ショッピング利用・金融サービス)に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当社・ブランド会社またはブランド会社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。)</u> が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下、総称して「付帯サービス」といいます。)を <u>利用</u> することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社から会員に対し別途通知または公表します。
2.付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社が会員のカードの利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承諾するものとします。	2.付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または <u>画</u> 社が会員のカードの利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承諾するものとします。
	<u>3.会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第3条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含みません。以下、本項において同じとします。)をサービス提供会社または加盟店に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを当社・ブランド会社またはサービス提供会社所定の方法に基づき利用するものとします。</u>
3.当社が必要と認めた場合には、当社は付帯サービスおよびその内容を変更することが	<u>4.当社・ブランド会社またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社・ブランド</u>

あります。	<u>会社またはサービス提供会社</u> は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。
第7条（カードの有効期限）	第7条（カードの有効期限）
1.カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日とします。	1.カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日 <u>まで</u> とします。
4.カードの有効期限前におけるカードの利用による支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。	4.カードの有効期限 <u>到来</u> 前におけるカードの利用による支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。
第8条（暗証番号）	第8条（暗証番号）
1.会員は、カードの暗証番号（4桁の数字）をカードの申込時に当社に登録するものとします。	1.会員は、カードの暗証番号（4桁の数字）をカードの申込時に当社に登録するものとします。 <u>ただし、会員からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し、会員に通知するものとします。</u>
2.当社は、会員から暗証番号の登録がない場合、または登録した暗証番号が会員本人の生年月日・電話番号・自宅の番地等、他人に推測されやすく暗証番号として不適切と当社が判断した場合には、当社所定の方法により暗証番号を登録し、会員に通知するものとします。	2. <u>会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避けるものとします。推測されやすい番号を利用したことにより生じた損害に対し、当社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、カードの利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担となります。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。</u>
3.会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、カードの利用の際、登	<u>第2項に統合</u>

<p>録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員のご負担となります。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。</p>	
<p>4.会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、カードのうち、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）の暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります（当社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。）</p>	<p>3.会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、カードのうち、ICチップが組み込まれた ICカードの暗証番号 を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります（当社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。）</p>
<p>第9条（年会費）</p>	<p>第9条（年会費）</p>
<p>3.本会員は第1項に定める年会費無料の条件に満たない場合、当社に対して、当社が指定する年会費請求月の第30条に定める約定支払日に、当社所定の年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を支払うものとします。</p>	<p>3.本会員は第1項に定める年会費無料の条件に満たない場合、当社に対して、当社が指定する年会費請求月の 約定支払日（第30条に定めるものをいいます。以下同じとします。） に、当社所定の年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を支払うものとします。</p>
<p>4.前項に基づき支払われるべき年会費が第30条に定める約定支払日に支払われなかった場合は、翌月以降の約定支払日に請求させていただくことがあります。なお、当社の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格の喪失となった場合、すでにお支払済みの年会費はお返ししません。</p>	<p>4.前項に基づき支払われるべき年会費が 約定支払日 に支払われなかった場合は、翌月以降の約定支払日に請求させていただくことがあります。なお、当社の責に帰すべき事由によらない退会または会員資格の喪失となった場合、すでにお支払済みの年会費はお返ししません。</p>
<p>第10条（業務委託）</p>	<p>第10条（業務委託）</p>
<p>4.会員は、当社の指定する加盟店または委託先が第1項または第2項の業務を行うために必要な範囲に限り、当社が当該加盟店または委託先に対して、会員に関する情報を預託することについて予め承諾するものとします。</p>	<p>4.会員は、当社の指定する加盟店、委託先またはJCB が第1項または第2項の業務を行うために必要な範囲に限り、当社が当該加盟店、委託先またはJCB に対して、会員に関する情報を預託することについて予め承諾</p>

	するものとしします。
第 11 条 (届出事項の変更)	第 11 条 (届出事項の変更)
1. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用目的、第 30 条に定める支払口座・暗証番号・家族会員等 (以下「届出事項」といいます。) について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとしします。	1. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用目的・ <u>お支払口座 (第 30 条に定めるものをいいます。以下同じとします。)</u> ・暗証番号・家族会員等 (以下「届出事項」といいます。) について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出 <u>なければなりません。</u>
3. 第 1 項の届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届出が行われなかったことについて、会員にやむを得ない事情があった場合には、この限りではないものとしします。	3. 第 1 項の届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届出 <u>を行わ</u> なかったことについて、会員にやむを得ない事情が <u>あ</u> る場合には、この限りではないものとしします。
第 12 条 (取引時確認および外国 P E P s の申告)	第 12 条 (取引時確認 <u>等</u> および外国 P E P s の申告)
1. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認が、当社所定の期間内に完了しない場合は、入会をお断りすること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。	1. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認(<u>本人特定事項等の確認をいいます。)</u> が、当社所定の期間内に完了しない場合、 <u>その他同法に基づき必要と当社が判断した場合</u> は、入会をお断りすること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。
2. 会員 (本項においてはカードに入会を申込される方を含みます。) が、以下の各号に該当する場合には、当社所定の方法によりその事実を申告するものとし、会員がこれを怠った場合または当社が会員に対し、以下の各号に該当するか否かについての回答を求めたにもかかわらず、これに応じなかった場合、入会をお断りすること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。	2. 会員 (本項においてはカードに入会を申込 <u>み</u> される方を含みます。) が、以下の各号に該当する場合には、当社所定の方法によりその事実を申告するものとし、会員がこれを怠った場合または当社が会員に対し、以下の各号に該当するか否かについての回答を求めたにもかかわらず、これに応じなかった場合、入会をお断りすること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

<p>(2)上記(1)に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下本号において同じ)、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子)</p>	<p>(2)上記(1)に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下本号において同じとします。)、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子)</p>
<p>第13条(反社会的勢力の排除)</p>	<p>第13条(反社会的勢力の排除)</p>
<p>1.会員(本条においてはカードに入会を申込みされる方を含みます。)は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力団(その団体の構成員またはその団体の構成団体の構成員が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員(以下「暴力団員」といいます。)および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者</p> <p>(2)暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金・武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)</p> <p>(3)暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)に属する者</p> <p>(4)総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に</p>	<p>1.会員(本条においてはカードに入会を申込みされる方を含みます。)は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力団(その団体の構成員またはその団体の構成団体の構成員が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員(以下「暴力団員」といいます。)および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者</p> <p>(2)暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金・武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)</p> <p>(3)暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)に属する者</p> <p>(4)総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に</p>

<p>脅威を与える者)</p> <p>(5) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)</p> <p>(6) 特殊知能暴力集団等((1)から(5)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)</p> <p>(7)(1)から(6)に掲げる者(以下「暴力団員等」といいます。)の共生者(暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力・情報力・資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)</p> <p>(8) その他前記(1)から(7)に準ずる者</p>	<p>脅威を与える者)</p> <p>(5) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)</p> <p>(6) 特殊知能暴力集団等((1)から(5)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)</p> <p><u>(7) テロリスト等</u></p> <p><u>(8) 日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者</u></p> <p>(9)(1)から(8)に掲げる者(以下「暴力団員等」といいます。)の共生者(暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力・情報力・資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者、暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)</p> <p><u>(10) その他(1)から(9)に準ずる者</u></p>
<p>3.当社は、会員が第1項または前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会員に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。</p>	<p>3.当社は、会員が第1項または前項の<u>規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるもの</u>とします。また、会員に対して、当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることが<u>できるもの</u>とし、会員はこれに応じるものとします。<u>カードの利用を一</u></p>

	<p><u>時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードの利用を行うことができないものとします。</u></p>
<p>4.当社は、会員が第1項または第2項のいずれかに該当した場合、または第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、会員によるカードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時的に停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カードを利用することができないものとします。</p>	<p>4.当社は、会員が第1項または第2項の<u>規定に違反していると認め</u>た場合、または第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、<u>第35条第1項(6)および同条第2項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第36条第4項(9)から(12)の規定に基づき会員資格を喪失させます。</u></p>
<p>5.第35条第3項(9)から(12)のいずれかに該当したことにより、当社に損失・損害または費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合は、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第35条第3項(9)から(12)のいずれかに該当し会員資格を喪失したことにより、会員に損害が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p>	<p>5.第<u>36</u>条第<u>4</u>項(9)から(12)のいずれかに該当したことにより、当社に損失・損害または費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合は、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第<u>36</u>条第<u>4</u>項(9)から(12)のいずれかに該当し会員資格を喪失したことにより、会員に損害が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p>
<p>第15条(利用可能枠)</p>	<p>第15条(利用可能枠)</p>
<p>5.当社は、本会員からの申し出に基づき、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して審査のうえ、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当社は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。</p>	<p>5.当社は、本会員からの申し出に基づき、<u>審査のうえ</u>、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、<u>一時的に</u>利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当社が設定した増額期間が経過することにより、当社からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当社は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。</p>
<p>6.本会員が当社から複数枚のカード(本項におけるカードとは、第1条第2項に定めるカードのほか、当社が発行した「セブンカー</p>	<p>6.本会員が当社から<u>複数枚のカードの貸与</u>を受けた場合には、それら複数枚のカード全体における利用可能枠(以下「総合与信枠」</p>

<p>ド・プラス・JCB」、「セブンカード・プラス・VISA」等のカードも含むものとします。)の貸与を受けた場合には、それら複数枚のカード全体における利用可能枠(以下「総合与信枠」といいます。)は、原則として各カードに定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードに個別に定められた金額となります。</p>	<p>といいます。)は、原則として各カードに定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードに個別に定められた金額となります。</p>
<p>7.当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域(以下「特定国等」といいます。)においては、カードの利用を制限することができるものとします。また、当社は会員が特定国等へ居住する場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。</p>	<p>7.当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域(以下「特定国等」といいます。)において、<u>また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国 PEPs (第 12 条第 2 項各号に定める者をいいます。以下同じとします。)</u> <u>に対して、</u>カードの利用を制限することができるものとします。また、当社は会員が特定国等へ居住する場合<u>または外国 PEPs であると認める場合</u>、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。</p>
<p>第 16 条 (利用可能な金額)</p>	<p>第 16 条 (利用可能な金額)</p>
<p>2.前項の利用残高とは、会員のカードの利用に基づき当社に対して支払うべき金額(約定支払日が到来しているか否かを問いません。また、キャッシング1回払い手数料・キャッシングリボ払い利息・ショッピングリボ払い手数料・ショッピング分割払い手数料および遅延損害金は除きます。)で、当社が未だ会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。</p>	<p>2.前項の利用残高とは、会員のカードの利用に基づき当社に対して支払うべき金額(約定支払日が到来しているか否かを問いません。また、キャッシング1回払い手数料・キャッシングリボ払い利息・ショッピングリボ払い手数料・ショッピング分割払い手数料および遅延損害金は除きます。)で、当社が未だ<u>本</u>会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。</p>

<p>3.第1項・前項にかかわらず、本会員が当社から複数枚のカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、本会員が保有するすべてのカードおよび当該カードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。</p>	<p>3.<u>前二</u>項にかかわらず、本会員が当社から複数枚のカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、本会員が保有するすべてのカードおよび当該カードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。</p>
<p>5.会員が、前条第1項(2)(3)(4)または(5)の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い・ショッピング分割払い・ショッピング2回払い・ボーナス1回払いによるショッピング利用(第18条に定めるものをいいます。)をした場合、当該機能別利用可能枠を超過したご利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取扱われます。</p>	<p>5.会員が、前条第1項(2)(3)(4)または(5)の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い・ショッピング分割払い・ショッピング2回払い・ボーナス1回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取扱われます。</p>
<p>第18条(ショッピングの利用)</p>	<p>第18条(ショッピングの利用)</p>
	<p><u>1.会員は、加盟店において、第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」といいます。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。</u></p>
<p>1.会員は、加盟店にカードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの所定欄になされた署名と同一の自己の署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、商品・</p>	<p><u>2.会員は、加盟店の店頭(自動精算機の場合を含みます。)において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの所定欄になされた署名と同一の自己の署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または署名</u></p>

<p>権利の購入、役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」といいます。）なお、当社が特に認めた場合には、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力に代えて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。</p>	<p>と暗証番号の入力の両方を行うことにより、<u>ショッピング利用を行う</u>ことができます。<u>なお、売上票</u>への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力に代えて、所定の手続きを行うことによりショッピング利用ができることがあります。</p>
<p>2.通信販売や自動精算機等による非対面取引その他当社が特に認めた取引については、会員は、当社が指定する方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>	<p><u>3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM)利用者規定・VISA 認証サービス利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</u></p>
<p>3.当社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>	<p><u>4.両社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</u></p>
<p>4.通信料金等当社所定の継続的役務については、会員がご自身の会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更・退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。</p>	<p><u>5.通信料金等両社所定の継続的役務については、会員がご自身の会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更・退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。</u></p>

<p>なお、前記の事由が生じた場合には、当社または JCB が会員に代わって当該変更・退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員は、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカードの利用について第 35 条第 1 項なお書きおよび第 35 条第 3 項に従い、支払義務を負うものとします。</p>	<p>なお、前記の事由が生じた場合には、当社または ブランド会社 が会員に代わって当該変更・退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカードの利用について、本会員は第 36 条第 1 項なお書きおよび第 36 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。</p>
<p>5.会員のショッピング利用に際しては、当社の承認が必要となります。会員は、加盟店が当社にショッピング利用に関して照会することを予め承諾するものとします。なお、利用金額、購入する商品・権利、提供を受ける役務の種類によっては当社の承認を要しない場合があります。</p>	<p>6.会員のショッピング利用に際しては、加盟店が当該ショッピング利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利、提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。</p>
<p>6.ショッピング利用のためにカード(カード情報を含みます。以下、本項において同じとします。)が加盟店に提示または通知された際、第三者によるカードの不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p> <p>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p> <p>(2) 当社・ブランド会社またはブランド会社の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社またはブランド会社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が当該加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。</p> <p>(3) カードの第三者による不正利用の可能</p>	<p>7.ショッピング利用のためにカード(カード情報を含みます。以下、本項において同じとします。)が加盟店に提示または通知された際、第三者によるカードの不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</p> <p>(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。</p> <p>(2) 当社・ブランド会社またはブランド会社の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が当該加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。</p> <p>(3) カードの第三者による不正利用の可能</p>

<p>性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。</p> <p>(4) ショッピング利用の申込者に対して、カード裏面の署名欄に印字された番号の入力を求める場合があります。当該ショッピング利用の申込者がこの番号を誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの<u>利用</u>を保留またはお断りする場合があります。</p> <p>(4) ショッピング利用の申込者に対して、<u>セキュリティコード</u>の入力を求める場合があります。当該ショッピング利用の申込者が<u>セキュリティコード</u>を誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。</p>
<p>7.当社は、以下の場合にショッピング利用をお断りさせていただくことがあります。</p> <p>(1) 会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でない判断した場合。</p> <p>(2) 第 30 条に定める約定支払額を約定支払日にお支払いいただけない場合。</p> <p>(3) 本会員の当社に対する債務の全部または一部について延滞が発生している場合。</p>	<p>8.当社は、<u>約定支払額(第 30 条に定めるものをいいます。以下同じとします。)</u>が<u>約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他</u>会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でない判断した場合は、<u>ショッピング利用をお断りすることがあります。</u></p>
<p>8.当社が特に定める商品等については、ご利用いただけない場合があります。</p>	<p><u>削除</u></p>
<p>11. 貴金属・金券類(ギフトカード・回数券等を含みますが、これらに限りません。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 16 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。</p>	<p>11. 貴金属・金券類・<u>プリペイドカード等の前払式支払手段・現金類似物・現金等価物(疑似通貨)</u>・回数券等を含みますが、これらに限りません。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 16 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、<u>カードを利用できない</u>場合があります。</p>
<p>第 19 条(債権譲渡の承諾・立替払いの委託)</p>	<p>第 19 条(<u>立替払いの委託</u>)</p>
<p>1.当社・ブランド会社・ブランド会社の提携会社またはブランド会社の関係会社と加盟店間の契約において、ショッピング利用により生じた加盟店の会員に対する代金の債権について債権譲渡を行うと規定している場合、会員はショッピング利用代金の債権について、以下のことを予め異議なく承諾するも</p>	<p><u>削除</u></p>

<p>のとします。なお、債権譲渡に際しては、ブランド会社が認められた第三者を経由する場合があります。</p> <p>(1) 加盟店から当社に対して債権譲渡すること。</p> <p>(2) 加盟店からブランド会社に対して債権譲渡したうえで、当社がブランド会社に対して立替払いすること。</p> <p>(3) 加盟店からブランド会社の提携会社またはブランド会社の関係会社に対して債権譲渡したうえで、ブランド会社が当該ブランド会社の提携会社またはブランド会社の関係会社に対して立替払いし、さらに当社がブランド会社に対して立替払いすること。</p>	
<p>2.当社・ブランド会社・ブランド会社の提携会社またはブランド会社の関係会社と加盟店間の契約において、ショッピング利用により生じた加盟店の会員に対する代金の債権について立替払いを行うと規定している場合、会員はショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、ブランド会社が認められた第三者を経由する場合があります。</p> <p>(1) 当社が加盟店に対して立替払いすること。</p> <p>(2) ブランド会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がブランド会社に対して立替払いすること。</p> <p>(3) ブランド会社の提携会社またはブランド会社の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、ブランド会社が当該ブランド会社の提携会社または当該ブランド会社の関係会社に対して立替払いし、さらに当社がブランド会社に対して立替払いすること。</p>	<p><u>1.会員は、第 18 条第 1 項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、</u> 予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、ブランド会社が認められた第三者を経由する場合があります。</p> <p>(1) 当社が加盟店に対して立替払いすること。</p> <p>(2) ブランド会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がブランド会社に対して立替払いすること。</p> <p>(3) ブランド会社の提携会社またはブランド会社の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、ブランド会社が当該ブランド会社の提携会社または当該ブランド会社の関係会社に対して立替払いし、さらに当社がブランド会社に対して立替払いすること。</p>
<p>3.第 1 項または前項における立替払いの委託</p>	<p>削除</p>

<p>にあたっては、会員は、第 26 条（支払停止の抗弁）に定める場合を除き、当社・ブランド会社・ブランド会社の提携会社・ブランド会社の関係会社に対しては、加盟店に対する抗弁権を主張しないことに予め同意するものとします。</p>	
<p>4.会員は、当社がカードの利用から生じた債権を債権の証券化を含む業務のために当社の裁量で第三者に譲渡し、または担保に提供することを異議なく承諾するものとします。</p>	<p><u>削除</u></p>
<p>5.商品の所有権は、加盟店から当社に債権が譲渡されたとき、または当社が加盟店・ブランド会社もしくはブランド会社の提携会社に対して立替払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを会員は承認するものとします。</p>	<p><u>2.商品の所有権は、当社が加盟店またはブランド会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当社に留保されることを会員は承認するものとします。</u></p>
	<p><u>3.第 1 項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社・ブランド会社・ブランド会社の提携会社またはブランド会社の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u></p>
<p>第 20 条（紛議・情報開示）</p>	<p>第 20 条（<u>カードの利用による紛議・加盟店との合意による取消</u>・情報開示）</p>
<p>第 21 条(ショッピング利用代金の支払区分)</p>	<p>第 21 条(ショッピング利用代金の支払区分)</p>
<p>1.会員は、ショッピング利用の際に、ショッピング 1 回払い・ショッピング 2 回払い・ボーナス 1 回払い・ショッピングリボ払い・支払回数が 3 回以上でかつ当社所定の支払回数のショッピング分割払い(以下「ショッピング分割払い」といいます。)のうちから、利用代金の支払区分を指定します。ただし、ショッピング 2 回払い・ボーナス 1 回払い・</p>	<p>1.<u>ショッピング利用代金の支払区分は</u>、ショッピング 1 回払い・ショッピング 2 回払い・ボーナス 1 回払い・ショッピングリボ払い・支払回数が 3 回以上でかつ当社所定の支払回数のショッピング分割払い(以下「ショッピング分割払い」といいます。)のうちから、<u>会員がショッピング利用の際に指定するものとします。</u>ただし、ショッピング 2 回払</p>

<p>ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用できます。なお、ショッピング2回払い・ボーナス1回払い・ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において、会員が支払区分を指定されなかった場合には、すべてショッピング1回払いを指定されたものとして取扱われるものとします。また、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金に当社所定の手数料が加算されます。</p>	<p>い・ボーナス1回払い・ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用でき<u>るものとし</u>ます。なお、ショッピング2回払い・ボーナス1回払い・ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において、会員が支払区分を指定<u>し</u>なかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定されたものとして取扱わ<u>れます</u>。また、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金<u>額</u>に当社所定の手数料が加算されます。</p>
<p>2.前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他、当社が指定するものには適用されません。</p> <p>(1) 本会員が申し出、以降のショッピング利用代金の支払いを、すべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾の手数料率となります。</p> <p>(2) 加盟店におけるショッピング利用後、当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、別の支払区分を指定したショッピング利用代金を当社が指定した月の第30条に定める約定支払日からショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カードの利用日にショッピングリボ払い・ショッピング分割払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払区分を変更することは</p>	<p>2.前項にかかわらず、当社が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、<u>電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金、</u>その他<u>他</u>当社が指定するものには適用されません。</p> <p>(1) 本会員が申し出、<u>以後</u>のショッピング利用代金の支払いを、すべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾の手数料率となります。</p> <p>(2) 加盟店におけるショッピング利用後、当社が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、<u>当社が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金を</u>ショッピングリボ払いまたはショッピング分割払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カードの利用日にショッピングリボ払い・ショッピング分割払いの指定があったものとします。なお、1回のショッピング利用代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。</p>

できません。	
第 22 条 (ショッピング利用代金の支払い)	第 22 条 (ショッピング利用代金の支払い)
<p>1.本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第 19 条におけるブランド会社・ブランド会社の提携会社・ブランド会社の関係会社または加盟店の各間の立替払いまたは債権譲渡の有無にかかわらず、第 2 項および第 3 項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1)ショッピング 1 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日 (第 30 条において定める約定支払日をいいます。以下、本条において同じとします。) に支払うものとします。</p> <p>(2)ショッピング 2 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金の半額 (1 円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。) を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日に支払うものとします。</p>	<p>1.本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第 19 条における<u>当社</u>、ブランド会社・ブランド会社の提携会社・ブランド会社の関係会社または加盟店の各間の立替払いまたは債権譲渡の有無にかかわらず、第 2 項および第 3 項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。</p> <p>(1)ショッピング 1 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金を、標準期間満了日の属する月の翌月の<u>約定支払日</u>に支払うものとします。</p> <p>(2)ショッピング 2 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金<u>額</u>の半額 (1 円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。) を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日に<u>それぞれ</u>支払うものとします。</p>
<p>2.本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス 1 回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス 1 回払いの取扱期間が異なることがあります。</p> <p>(1)前年 12 月 16 日から当年 6 月 15 日までの当該ショッピング利用代金を、当年 8 月の約定支払日に支払うものとします。</p> <p>(2)当年 7 月 16 日から当年 11 月 15 日までの当該ショッピング利用代金を、翌年 1 月の約定支払日に支払うものとします。</p>	<p>2.本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス 1 回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。ただし、加盟店によりボーナス 1 回払いの取扱期間が異なることがあります。</p> <p>(1)前年 12 月 16 日から当年 6 月 15 日までの当該ショッピング利用代金<u>額の合計</u>を、当年 8 月の約定支払日に支払うものとします。</p> <p>(2)当年 7 月 16 日から当年 11 月 15 日までの当該ショッピング利用代金<u>額の合計</u>を、翌年 1 月の約定支払日に支払うものとします。</p>
第 23 条 (ショッピングリボ払い)	第 23 条 (ショッピングリボ払い)
1.本会員は、会員がショッピングリボ払いを	1.本会員は、会員がショッピングリボ払いを

<p>指定した場合、以下のとおり、包括信用購入あっせんの手数料((1)および(2)のショッピングリボ払い手数料の総額をいいます。以下、同じとします。)および(2)のリボ払元金の項目で定める金額を支払うものとし、各約定支払日(第30条において定める約定支払日をいいます。以下、本条において同じとします。)において、以下の(1)(2)に基づき支払うものとされた金額を弁済金として支払うものとします。</p>	<p>指定した場合、以下のとおり、包括信用購入あっせんの手数料((1)および(2)のショッピングリボ払い手数料の総額をいいます。以下、同じとします。)および(2)のリボ払元金の項目で定める金額を支払うものとし、各約定支払日において、以下の(1)(2)に基づき支払うものとされた金額を弁済金として支払うものとします。</p>
<p>第24条(ショッピング分割払い)</p>	<p>第24条(ショッピング分割払い)</p>
<p>1.本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額(割賦販売法施行規則における現金価格をいいます。以下、同じとします。)に会員の指定した支払回数(ただし、ショッピング利用代金額が小額の場合、当社にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じとします。)に応じた当社所定の割賦係数を乗じた分割払手数料(以下「ショッピング分割払い手数料」といいます。)を加算した金額(割賦販売法施行規則における支払総額をいいます。以下「分割支払金合計額」といいます。)を支払うものとします。</p>	<p>1.本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額(割賦販売法施行規則における現金価格をいいます。以下同じとします。)に会員の指定した支払回数(ただし、ショッピング利用代金額が小額の場合、当社にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じとします。)に応じた当社所定の割賦係数を乗じた分割払手数料(以下「ショッピング分割払い手数料」といいます。)を加算した金額(割賦販売法施行規則における支払総額をいいます。以下「分割支払金合計額」といいます。)を支払うものとします。</p>
<p>2.分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金(ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。)とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日(第30条において定める約定支払日をいいます。以下、本条において同じとします。)から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとします。</p>	<p>2.分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金(ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。)とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとします。</p>
<p>3.各分割支払金における分割支払元金に充当する額(以下「分割支払元金充当額」とい</p>	<p>3.各分割支払金における分割支払元金に充当する額(以下「分割支払元金充当額」とい</p>

います。)とショッピング分割払い手数料(以下、本項において「手数料」といいます。)に充当する額(以下「手数料充当額」といいます。)の内訳の計算方法については以下のとおりとします。

(1) 初回の分割支払金の内訳

手数料充当額=標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間、当社所定の手数料率を乗じた金額。

分割支払元金充当額=分割支払金から前記手数料充当額を差し引いた金額。

(2) 第2回の分割支払金の内訳

手数料充当額=ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金-(1)の分割支払元金充当額)に当社所定の手数料率(月利)を乗じた金額。

分割支払元金充当額=分割支払金から前記手数料充当額を差し引いた金額。

(3) 第3回以降の各回の分割支払金の内訳

手数料充当額=ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金-前回までの分割支払元金充当額の累計額)に当社所定の手数料率(月利)を乗じた金額。

分割支払元金充当額=分割支払金から前記手数料充当額を差し引いた金額。

4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金の半額を第1項・第2項・前項の定めに従い支払い、残額を当社所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取扱うこととします。第19条に定める

います。)とショッピング分割払い手数料(以下、本項において「手数料」といいます。)に充当する額(以下「手数料充当額」といいます。)の内訳の計算方法については以下のとおりとします。

(1) 初回の分割支払金の内訳

手数料充当額=標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金~~額~~に対して標準期間満了日の属する月の16日から翌月10日までの間、当社所定の手数料率を乗じた金額。

分割支払元金充当額=分割支払金から前記手数料充当額を差し引いた金額。

(2) 第2回の分割支払金の内訳

手数料充当額=ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金~~額~~-(1)の分割支払元金充当額)に当社所定の手数料率(月利)を乗じた金額。

分割支払元金充当額=分割支払金から前記手数料充当額を差し引いた金額。

(3) 第3回以降の各回の分割支払金の内訳

手数料充当額=ショッピング分割払い残元金(ショッピング利用代金~~額~~-前回までの分割支払元金充当額の累計額)に当社所定の手数料率(月利)を乗じた金額。

分割支払元金充当額=分割支払金から前記手数料充当額を差し引いた金額。

4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金~~額~~の半額を第1項・第2項・前項の定めに従い支払い、残額を当社所定の方法によりボーナス月(1月および8月)の約定支払日に支払うものとします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして~~取扱われ~~ます。第19条に定める~~立替~~

<p>債権譲渡または立替払い手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p>	<p><u>払いまたは</u>債権譲渡手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様とします。</p>
<p>第 25 条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）</p>	<p>第 25 条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）</p>
<p>会員は、見本・カタログ等により申込みをされた場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利・役務等の交換を申し出られるか、または売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。</p>	<p>会員は、見本・カタログ等により申込みを<u>し</u>た場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品・権利・役務等の交換を申し出るか、または売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとします。</p> <p><u>なお、支払区分が 1 回払いの場合は次条第 2 項が、支払区分がその他の場合は、次条第 3 項から第 7 項が適用されます。</u></p>
<p>第 26 条（支払停止の抗弁）</p>	<p>第 26 条（<u>会員と加盟店との間の紛議等</u>）</p>
	<p><u>1.当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。</u></p>
<p>1.会員は、加盟店から購入した商品・権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。</p>	<p><u>2.会員は、加盟店から購入した商品・権利または提供を受けた役務に関する紛議、<u>その他加盟店との間で生じた紛議</u>について、当該加盟店との間で<u>自ら</u>解決するものとします。</u></p>
<p>2.前項にかかわらず、本会員は、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い・ショッピング 2 回払いまたはボーナス 1 回払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法に定められた指定権利または提供を受けた役務(以下、あわせて「商品等」といいます。)について次の事由があるときは、その事由が</p>	<p><u>3.前項にかかわらず、本会員は、<u>支払区分を</u>ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い・ショッピング 2 回払いまたはボーナス 1 回払いに<u>指定もしくは変更</u>して購入した商品もしくは割賦販売法に定め<u>る</u>指定権利または提供を受けた役務(以下、あわせて「商品等」といいます。)について次の事由が<u>存</u></u></p>

<p>解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止できます。</p> <p>(1) 商品の引き渡し・指定権利の移転または役務の提供がないこと。</p> <p>(2) 商品等に破損・汚損・故障その他の瑕疵があること。</p> <p>(3) その他、商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。</p>	<p><u>す</u>るときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払いを停止<u>することができ</u><u>るものと</u><u>し</u>ます。</p> <p>(1) 商品の引き渡し・指定権利の移転または役務の提供がないこと。</p> <p>(2) 商品等に破損・汚損・故障その他の瑕疵があること。</p> <p>(3) その他、商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。</p>
<p>3.当社は、本会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続きをとります。</p>	<p><u>4</u>.当社は、本会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続きをとります。</p>
<p>4.本会員は、前項の申し出をするときは、予め第2項の事由の解消のため、加盟店との交渉を行うものとします。</p>	<p><u>5</u>.本会員は、前項の申し出をするときは、予め第<u>3</u>項の事由の解消のため、加盟店との交渉を行うものとします。</p>
<p>5.会員は、本会員が第3項の申し出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面を（資料がある場合には資料も添付のうえ）当社に提出するものとします。また、当社が第2項の事由について調査する必要があるときは、会員は、その調査に協力するものとします。</p>	<p><u>6</u>.会員は、本会員が第<u>4</u>項の申し出をしたときは、速やかに第<u>3</u>項の事由を記載した書面を（資料がある場合には資料も添付のうえ）当社に提出するものとします。また、当社が第<u>3</u>項の事由について調査する必要があるときは、会員は、その調査に協力するものとします。</p>
<p>6.本会員は、第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。</p> <p>(1) ショッピングリボ払いの場合、1回のカードの利用におけるショッピングリボ払いを指定したショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合、1回のカードの利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。</p> <p>(2) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。</p>	<p><u>7</u>.本会員は、第<u>3</u>項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。</p> <p>(1) ショッピングリボ払いの場合<u>において</u>、1回のカードの利用におけるショッピングリボ払いを指定したショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合<u>において</u>、1回のカードの利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。</p> <p>(2) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。</p>

<p>(3) 会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第 35 条の 3 の 60 に定められた適用除外条件に該当するとき。</p>	<p>(3) 会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第 35 条の 3 の 60 に定める<u>る</u>適用除外条件に該当するとき。</p>
<p>第 27 条 (キャッシング 1 回払い)</p>	<p>第 27 条 (キャッシング 1 回払い)</p>
<p>1. 会員は、当社所定の現金自動支払機 (以下「CD」といいます。)・現金自動預払機 (以下「ATM」といいます。)等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができます (以下「キャッシング 1 回払い」といいます。)。会員は、前記の方法の他、当社が別途認める場合には、当社所定の方法でキャッシング 1 回払いを利用できます。</p>	<p>1. 会員は、当社所定の現金自動支払機 (以下「CD」といいます。)・現金自動預払機 (以下「ATM」といいます。)等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借入れることができます (以下「キャッシング 1 回払い」といいます。)<u>(以下第 2 項に移動)</u></p>
	<p><u>2. 本会員は、前項の他、当社が別途認める場合には、当社所定の方法でキャッシング 1 回払いを利用<u>することが</u>できます。</u></p>
<p>2. キャッシング 1 回払いおよび第 28 条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日 (以下「融資日」といいます。)は、CD・ATM もしくは第 27 条の 2 第 3 項に定める窓口等で融資を受けた日または第 30 条第 1 項に定める支払口座へ融資金が振込まれた日とします。支払口座へは、当社に代わり、JCB が立て替えて融資金を振込む場合があります。</p>	<p><u>3. キャッシング 1 回払いおよびキャッシングリボ払いにおける融資の日 (以下「融資日」といいます。)は、CD・ATM もしくは第 27 条の 2 第 3 項に定める窓口等で融資を受けた日またはお支払口座へ融資金が振込まれた日とします。お支払口座へは、当社に代わり、JCB が立て替えて融資金を振込む場合があります。</u></p>
<p>3. 会員は、第 16 条に定める金額の範囲内でキャッシング 1 回払いを利用することができます。</p>	<p><u>4. 会員は、第 16 条に定める金額の範囲内でキャッシング 1 回払いを利用することができます。</u></p>
<p>4. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング 1 回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング 1 回払い手数料 (各借入金に対してキャッシング 1 回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属</p>	<p><u>5. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング 1 回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング 1 回払い手数料 (各借入金に対してキャッシング 1 回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属</u></p>

<p>する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。</p>	<p>する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。</p>
<p>5.前項にかかわらず、本会員が当社所定の方法で申込み、当社が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額(以下、本項において「対象元本」といいます。)について、第 16 条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い(第 28 条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング 1 回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング 1 回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額となり、本会員は第 30 条の定めに従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は第 28 条第 4 項に従い計算されます。</p>	<p>6.前項にかかわらず、本会員が当社所定の方法で申込み、当社が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額(以下、本項において「対象元本」といいます。)について、第 16 条に定める金額の範囲内でキャッシング <u>リボ払いへ</u>返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング 1 回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング 1 回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額となり、本会員は第 30 条の定めに従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は第 28 条第 4 項に従い計算されます。</p>
<p>6.当社は、第 30 条に定める約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシング 1 回払いの利用が適当でないとは判断した場合には、新たなキャッシング 1 回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払状況にかかわらず、当社が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</p>	<p>7.当社は、<u>約定支払額が</u>約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシング 1 回払いの利用が適当でないとは判断した場合には、新たなキャッシング 1 回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の<u>支払い</u>状況にかかわらず、当社が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</p>
	<p>8.<u>キャッシング 1 回払いの利用のために、カードを利用して CD・ATM が操作された際</u></p>

	<p><u>等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。</u></p> <p><u>(1)当社は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。</u></p> <p><u>(2)カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留またはお断りする場合があります。</u></p>
<p>第 27 条の 2 (海外キャッシング 1 回払い)</p> <p>3.会員は、第 27 条第 1 項に定める方法のほか、当社所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング 1 回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング 1 回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATM により異なるため別途公表いたします。</p>	<p>第 27 条の 2 (海外キャッシング 1 回払い)</p> <p>3.会員は、第 27 条第 1 項に定める方法のほか、当社所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング 1 回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング 1 回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATM により異なるため別途<u>公表</u>します。</p>
<p>4.本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング 1 回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額および海外キャッシング 1 回払い手数料(各借入金に対して海外キャッシング 1 回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング 1 回払いを利用した国外の金融機関・ATM 保有会社等の事務処理の都合上、前記の約定支払日から 1 カ月または 2 カ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、海外キャッシング 1 回払い手数料が本項本文に定める</p>	<p>4.本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング 1 回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額および海外キャッシング 1 回払い手数料(各借入金に対して海外キャッシング 1 回払い融資日(<u>現地時間</u>)の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日(<u>日本時間</u>)までの間当社所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング 1 回払いを利用した国外の金融機関・ATM 保有会社等の事務処理の都合上、前記の約定支払日から 1 カ月または 2 カ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、海外キャッシング 1 回払い手</p>

<p>金額から増額されることはありません。</p>	<p>数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。</p>
<p>5.会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、第27条第2項、第3項および第6項の定めが適用されますが、同条第4項および第5項は適用されません。</p>	<p>5.会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、第27条第3項、第4項および第7項の定めが適用されますが、同条第2項、第5項および第6項は適用されません。</p>
<p>6.海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、当社と当社の提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは異なることがあります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第30条第3項が適用されるものとします。</p>	<p>6.海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において「出金通貨」といいます。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、<u>ブランド会社とブランド会社の提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)</u>の<u>ブランド会社</u>が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第30条第3項が適用されるものとします。</p>
	<p><u>7.前項にかかわらず、会員がCD・ATMまたは第3項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額の他に、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて(この通貨のことを、以下「提示通貨」といいます。)</u> <u>会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM保有会社または金融機関等(以下総称して「ATM保有会社等」といいます。)</u> <u>と会員との間で、ATM保有会社等が提示した条件(この場合に適用される換算レートは、ATM保有会社等が独自に定めるレートであり、第30条第3項は適用されません。)</u> <u>に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。</u></p> <p><u>(1) 提示通貨が日本円の場合</u> <u>会員が選択した円貨建の金額が海外キャッ</u></p>

	<p><u>シング1回払いの借入金元金となります。</u></p> <p><u>(2 提示通貨が日本円以外の場合</u> <u>会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が</u> <u>提示通貨建の現金の交付を受けたとみなし</u> <u>たうえで、前項が適用されます。なお、提示</u> <u>通貨から日本円への換算にあたっては、第</u> <u>30 条第 3 項が適用されます。</u></p>
第 28 条 (キャッシングリボ払い)	第 28 条 (キャッシングリボ払い)
<p>1.会員は、第 16 条に定める金額の範囲内で、繰り返し当社から融資を受けることができます(以下「キャッシングリボ払い」といいます。)。ただし、本会員より、家族会員がキャッシングリボ払いを利用することについて希望しない旨の申し出があった場合は、当該家族会員の利用を中止する措置をとるものとします。</p>	<p>1.会員は、第 16 条に定める金額の範囲内で、繰り返し当社から融資を受けることができます(以下「キャッシングリボ払い」といいます。)。ただし、<u>家族会員については、当社が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できます。</u>本会員より、家族会員がキャッシングリボ払いを利用することについて希望しない旨の申し出があった場合は、当該家族会員の利用を中止する措置をとるものとします。</p>
<p>2.会員は、次の(1)から(4)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2)(3)(4)の方法を選択できません。</p> <p>(1) CD・ATM に暗証番号を入力して所定の操作をする方法。</p> <p>(2) 電話により申込む方法。</p> <p>(3) ホームページにおいて申込む方法。</p> <p>(4) その他、当社が指定する方法。</p> <p>また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第 30 条第 1 項に定める支払口座へ融資金が振込まれた日または CD・ATM で融資を受けた日とします。支払口座へは、当社に代わり、JCB が立て替えて融資金を振込む場合があります。</p>	<p>2.会員は、次の(1)から(4)の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は(2)(3)(4)の方法を選択できません。</p> <p>(1) CD・ATM に暗証番号を入力して所定の操作をする方法。</p> <p>(2) 電話により申込む方法。</p> <p>(3) ホームページにおいて申込む方法。</p> <p>(4) その他、当社が指定する方法。</p> <p>また、キャッシングリボ払いによる<u>融資日は、お</u>支払口座へ融資金が振込まれた日または CD・ATM で融資を受けた日とします。<u>お</u>支払口座へは、当社に代わり、JCB が立て替えて融資金を振込む場合があります。</p>
<p>3.キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとしま</p>	<p>3.キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとしま</p>

<p>す。</p> <p>当月 15 日のキャッシングリボ払い利用残高（キャッシングリボ払いの未返済元金の合計金額をいい、第 27 条第 5 項に基づきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含み、以下同じとします。）が、当社が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当社が増額できるものとします。</p>	<p>す。</p> <p>当月 15 日のキャッシングリボ払い利用残高（キャッシングリボ払いの未返済元金の合計金額をいい、第 27 条第 6 項に基づきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含みます。以下同じとします。）が、当社が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当社が増額できるものとします。</p>
<p>4.本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。</p> <p>（1）標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング 1 回払いに関して、第 27 条第 5 項に定めるキャッシング 1 回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日に支払うものとします。</p>	<p>4.本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。</p> <p>（1）標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング 1 回払いに関して、第 27 条第 6 項に定めるキャッシング 1 回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当社所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日に支払うものとします。</p>
<p>6.本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第 3 項・第 4 項・前項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。</p>	<p>6.本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第 3 項、第 4 項、前項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。</p>
<p>7.当社は、第 30 条に定める約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会</p>	<p>7.当社は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカードの利用</p>

<p>員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でないとは判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払状況にかかわらず、当社が通知する一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</p>	<p>状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でないとは判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払状況にかかわらず、当社が通知する一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。</p>
	<p><u>8.第 27 条第 8 項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。</u></p>
<p>第 30 条（約定支払日と口座振替）</p>	<p>第 30 条（約定支払日と口座振替）</p>
<p>1.約定支払日は毎月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）とします。本会員は、ショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）を、予め本会員が届けた当社所定の金融機関の預金口座・貯金口座等（原則として本会員名義の口座等を届け出るものとしますが、入会申込書等において予め当社が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることできます。以下、総称して「支払口座」といいます。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対する支払口座の届出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。）によりお支払いいただくこともありま</p>	<p>1.約定支払日は毎月 10 日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）とします。本会員は、ショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）を、予め本会員が届けた当社所定の金融機関の預金口座・貯金口座等（原則として本会員名義の口座等を届け出るものとしますが、入会申込書等において予め当社が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることできます。以下、総称して「お支払口座」といいます。）から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当社に対するお支払口座の届出の遅延、金融機関の都合等により当社が特に指定した場合には、当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法、当社所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。）によりお支払いいただくこともありま</p>

<p>す。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p>	<p>ます。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、<u>お</u>支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。</p>
<p>2.当社が本会員に明細（第31条第1項に定めるものをいいます。）の発送を行った後に、会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当社が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料または利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法で、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金する等の方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当社は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が本会員に返金すべき金額を差引く方法により返金することができます。</p>	<p>2.当社が本会員に明細（第31条第1項に定めるものをいいます。）の発送を行った後に、<u>本</u>会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払いもしくはキャッシングリボ払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき手数料もしくは利息の金額と、<u>当</u>社が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料<u>もしくは</u>利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法で、本会員が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金する等の方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当社は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が本会員に返金すべき金額を差引く方法により返金することができます。</p>
<p>3.本会員は、国外で会員がカードを利用した場合等の外貨建債務については、原則として金融機関等の為替相場を基準とした所定の換算レートおよび換算方法に基づき円換算した円貨によって、当社に対し支払うものとします。ただし、一部の航空会社その他の加盟店等におけるカードの利用の場合には、当該航空会社等により一旦異なる通貨に換算されたうえ、当社またはブランド会社が両社所定の換算方法により円換算することがあ</p>	<p>3.会員が<u>国外で</u>カードを利用した場合等の<u>本会員の</u>外貨建債務については、<u>ブランド会社の関係会社が加盟店に第19条に係る代金等の支払処理を行った時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)</u>の<u>ブランド会社が定める</u>換算レートおよび換算方法に基づき円換算した円貨によって、<u>本会員は</u>当社に対し支払うものとします。</p>

ります。	<p>4. <u>会員が国外でカードを利用した場合において、ブランド会社の関係会社が加盟店に第19条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当社が本会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきブランド会社の関係会社が加盟店に第19条に係る代金等の支払処理を行った時点のブランド会社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当社がかかる時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、ブランド会社の関係会社が加盟店との間で当該解除等に係る手続きを行った時点(会員が加盟店との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。)のブランド会社が定める換算レートおよび換算方法による場合があります。</u></p>
	<p>5. <u>会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当社が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、ブランド会社の関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点(会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。)のブランド会社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が第7項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レート</u></p>

	<p><u>は適用されません。</u></p>
	<p><u>6.第3項から前項の換算レートおよび換算方法は、原則としてブランド会社指定金融機関等が指定した為替相場を基準にブランド会社が定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、ブランド会社が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</u></p>
	<p><u>7.会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合第3項・第4項および前項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、ブランド会社が定める換算レートとは異なります(ただし、第5項に基づく返金時のみ、前項は適用されます。)</u></p>
第31条(明細)	第31条(明細)
<p>1.当社は、本会員の約定支払額・ショッピングリボ払い利用残高・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」といいます。)を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他、当社所定の方法により通知します。本会員は、明細の内容について異議がある場合に</p>	<p>1.当社は、本会員の約定支払額・ショッピングリボ払い利用残高・ショッピング分割払い利用残高およびキャッシングリボ払い利用残高等(以下「明細」といいます。)を約定支払日の当月初め頃、本会員にご利用代金明細書として、本会員の届出住所への郵送その他、当社所定の方法により通知します。<u>なお、第21条第2項(2)に基づく利用内容の変</u></p>

<p>は、通知を受けた後 1 週間以内に申し出るものとしします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略する場合があります。</p>	<p><u>更等がなされた場合、当社は、当該変更後の明細を、ご利用代金明細書として再通知します。</u>本会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後 1 週間以内に申し出るものとしします。なお、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略する場合があります。</p>
<p>2.当社は、会員がキャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」といいます。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、本会員の届出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、貸金業法第 17 条第 1 項の書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間・返済回数・返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または返済をした場合は変動します。</p>	<p>2.当社は、会員がキャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払いを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項に基づき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第 17 条第 1 項の書面」といいます。)を、前項のご利用代金明細書とは別に、本会員の届出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、貸金業法第 17 条第 1 項の書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、貸金業法第 17 条第 1 項の書面に記載された返済期間・返済回数・返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または<u>本会員が</u>返済をした場合は変動します。</p>
<p>3.会員は、当社が特に認めた場合、貸金業法第 17 条第 1 項の書面および貸金業法第 18 条第 1 項に基づき会員に交付する書面を、貸金業法第 17 条第 6 項および貸金業法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細(電磁的方法によるものを含みます。以下「代替書面等」といいます。)に代えることができることを承諾するものとしします。また、当社は、当社が定め、会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとしします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、当該本会員については、代替書面等に代</p>	<p>3.会員は、当社が貸金業法第 17 条第 1 項の書面および貸金業法第 18 条第 1 項に基づき<u>本</u>会員に交付する書面を、貸金業法第 17 条第 6 項および貸金業法第 18 条第 3 項に基づき、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細(電磁的方法によるものを含みます。以下「代替書面等」といいます。)に代えることができることを承諾するものとしします。また、当社は、当社が定め、<u>本</u>会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとしします。なお、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、当該本会員については、代替書面等に代えての運</p>

<p>えての運用はされません。</p>	<p>用はされません。</p>
<p>第 32 条（遅延損害金）</p>	<p>第 32 条（遅延損害金）</p>
<p>1.本会員が、会員のカードの利用に基づく当社に対する約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払いにおける包括信用購入あっせんの手数料（以下「ショッピングリボ払い手数料」といいます。）・ショッピング分割払い手数料・金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料・ショッピング分割払い手数料・金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショッピング 1 回払い・ショッピングリボ払い 年 14.60% ・ショッピング 2 回払い・ボーナス 1 回払い 年 6.00% ・キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い 年 20.00% 	<p>1.本会員が、会員のカードの利用に基づき当社に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払いにおける包括信用購入あっせんの手数料（以下「ショッピングリボ払い手数料」といいます。）・ショッピング分割払い手数料・金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当社に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、ショッピングリボ払い手数料・ショッピング分割払い手数料・金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除きます。）に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショッピング 1 回払い・ショッピングリボ払い 年 14.60% ・ショッピング 2 回払い・ボーナス 1 回払い <u>法定利率（商事法定利率をいいます。以下同じとします。）</u> ・キャッシング 1 回払い・キャッシングリボ払い 年 20.00%
<p>2.前項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、この料率の変更については第 17 条第 2 項を適用します。</p> <p>（1）分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年 14.60% を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し年 6.00%</p>	<p>2.前項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。なお、<u>遅延損害金にかかる</u>料率の変更については第 17 条第 2 項を適用します。</p> <p>（1）分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年 14.60% を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はシ</p>

<p>を乗じた額を超えない金額。 (2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合((1)の場合を除きます。)は、分割払残元金に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで年 6.00%を乗じた金額。</p>	<p>ショッピング分割払い残元金に対し<u>法定利率</u>を乗じた額を超えない金額。 (2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合((1)の場合を除きます。)は、<u>ショッピング</u>分割払残元金に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで<u>法定利率</u>を乗じた金額。</p>
<p>第 33 条 (支払金等の充当順序)</p>	<p>第 33 条 (支払金等の充当順序)</p>
<p>本会員の当社に対する債務の支払額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する債務の全額を消滅させるのに満たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。なお、ショッピングリボ払いの支払停止の抗弁に係る充当順序は割賦販売法の規定によるものとします。</p>	<p>本会員の当社に対する債務の支払額が本規約およびその他の<u>諸</u>契約に基づき当社に対して負担する債務の全額を消滅させるのに満たない場合には、当該支払額の債務への<u>充</u>当は、当社所定の順序により当社が行うものとします。なお、ショッピングリボ払いの支払停止の抗弁に係る充当順序は割賦販売法の規定によるものとします。</p>
	<p><u>第 34 条 (当社の債権譲渡)</u></p>
	<p><u>当社は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。</u></p>
<p>第 34 条 (期限の利益の喪失)</p>	<p>第 <u>35</u> 条 (期限の利益の喪失)</p>
<p>1.本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)(3)または(4)においては何らの通知・催告がなくとも、当社に対する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとします。ただし、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有し、ショッピングリボ払いの支払停止の抗弁に係る債務については、割賦販売法の規定によるものとします。 (1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。</p>	<p>1.本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(2)(3)または(4)においては何らの通知・催告<u>を受け</u>ることなく当然に、(5)(6)または(7)においては<u>当社の請求により</u>、当社に対する一切の債務について、期限の利益を<u>喪失し</u>、残債務全額を直ちに支払うものとします。<u>なお、(1)については利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ有効とします。</u> (1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。</p>

<p>(2) 自ら振出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3) 差押・仮差押・仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4) 破産・民事再生・金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p>	<p>(2) 自ら振出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3) 差押・仮差押・仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4) 破産・民事再生・金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p><u>(5)(1)(2)(3)(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。</u></p> <p><u>(6) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる時(第13条第1項、第2項に違反する場合および同条第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をしたときを含みますがこれらに限りません。)</u></p> <p><u>(7) 第36条第4項(1)(2)(4)または(5)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。</u></p>
<p>2.本会員は、次のいずれかに該当する場合には、当社の請求により当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる時。</p> <p>(2) 前項(1)(2)(3)(4)に定めるものの他本会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。</p> <p>(3) 会員資格を失ったとき。(第35条第3項(6)(13)の場合を除きます。)</p> <p>(4) 当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき。</p>	<p><u>削除</u></p>
<p>3.本会員は第1項および前項にかかわらず、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い・ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金債務については第23条のショッピングリボ払い弁</p>	<p><u>2.前項にかかわらず、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い・ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務については、第23条の弁済金または第24条の分割</u></p>

<p>済金、第 24 条のショッピング利用代金に係る分割支払金、その他本会員の当社に対する債務の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間が定められた書面で催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときには、当然に期限の利益を失います。なお、第 1 項(2)(3)(4)または前項(1)(2)に該当する場合には、第 1 項および前項の定めが優先して適用されるものとします。</p>	<p><u>支払金</u>の支払い、その他本会員の当社に対する債務の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間が定められた書面で催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったとき<u>に</u>期限の利益を<u>喪失するものとします</u>。なお、<u>前項(2)(3)(4)(5)または(6)</u>に該当する場合には、<u>第 1 項の定め</u>が優先して適用されるものとします。</p>
<p>第 35 条（退会および会員資格の喪失等）</p> <p>1. 会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社の指示に従い、直ちにカードを返還またはカードに切込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が退会の申し出後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。</p>	<p>第 36 条（退会および会員資格の喪失等）</p> <p>1. 会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が退会の申し出後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>
	<p><u>3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。</u></p>
<p>3. 会員((13)のときは、(13)に該当する会員)は、次のいずれかに該当する場合、(1)(6)(7)(9)(10)(11)(12)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(3)(4)(5)(8)(13)(14)においては当社が定めた方法で会員資格の喪失の通知をしたときに会員資格を失います。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定</p>	<p><u>4. 会員((6)または(13)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)(2)(3)(4)(5)(8)(9)(10)(11)(12)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含まれます。)</u>は、次のいずれかに該当する場合、(1)(6)<u>(7)</u>においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの催告後に是正されない場合、(3)(4)(5)(8)<u>(9)(10)(11)(12)(13)</u>においては当社が定めた方法で会員資格の</p>

めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員が会員資格を失った場合、当然に家族会員も会員資格を失います。なお、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(2) 会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。その他、本規約に違反したとき。

(3) 会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。

(4) 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。

(5) 換金目的によるショッピング利用等、会員のカードの使用状況が適当でないと当社が判断したとき。

(6) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

(7) 住所変更の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について困難であると判断したとき。

(8) 第 34 条の条項に該当し、期限の利益を喪失したとき。

(9) 会員が第 13 条第 1 項 (1) から (8) のいずれかに該当したとき。

(10) 会員が第 13 条第 1 項または第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(11) 会員が第 13 条第 3 項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をしたとき。

(12) 会員が、自らまたは第三者を利用して第 13 条第 2 項 (1) から (5) のいずれかに該当する行為を行ったとき。

喪失の通知をしたときに会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(2) 本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。その他会員が本規約に違反したとき。

(3) 会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。

(4) 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。

(5) 換金目的によるショッピング利用等、会員のカードの使用状況が適当でないと当社が判断したとき。

(6) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

(7) 住所変更の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について困難であると判断したとき。

(8) 第 35 条の条項に該当し、期限の利益を喪失したとき。

(9) 会員が第 13 条第 1 項 (1) から (10) のいずれかに該当したとき。

(10) 会員が第 13 条第 1 項または第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(11) 会員が第 13 条第 3 項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をしたとき。

<p>(13) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。</p> <p>(14) その他、当社が会員として不適格と判断したとき。</p>	<p>(12) 会員が、自らまたは第三者を利用して第13条第2項(1)から(5)のいずれかに該当する行為を行ったとき。</p> <p>(13) 会員が死亡したことを当社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。</p> <p>(14) その他、当社が会員として不適格と判断したとき。</p>
<p>4. 家族会員は、本会員が、当社所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、家族会員の資格および本代理権を喪失します。ただし、本会員は、家族カードの利用の中止を申し出た後に当該家族カードが利用された場合にも、支払義務を負うものとします。</p>	<p>5. 家族会員は、本会員が、当社所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、<u>これにより会員資格を喪失</u>します。ただし、本会員は、家族カードの利用の中止を申し出た後に当該家族カードが利用された場合にも、支払義務を負うものとします。</p>
<p>5. 第3項および前項の場合、会員資格の喪失の有無にかかわらず、当社は、加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。</p>	<p>6. <u>前二項</u>の場合、会員資格の喪失の有無にかかわらず、当社は、加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。</p>
<p>6. 第3項および第4項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は、直ちにカードを返還するものとします。</p>	<p>7. <u>第4項</u>および<u>第5項</u>に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は、直ちにカードを返還するものとします。</p>
<p>7. 当社は、第3項または第4項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合または会員のカードの利用が適当でないと合理的な理由に基づき判断した場合には、カードの利用をお断りすることができるものとします。</p>	<p>8. 当社は、<u>第4項</u>または<u>第5項</u>に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合または会員のカードの利用が適当でないと合理的な理由に基づき判断した場合には、カードの利用をお断りすることができるものとします。</p>
<p>第36条(カードの紛失・盗難による責任の区分)</p>	<p>第<u>37</u>条(カードの紛失・盗難による責任の区分)</p>
<p>1. カードの紛失・盗難等により、他人にカードを使用された場合、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。</p>	<p>1. カードの紛失・盗難等により、他人にカードを使用された場合<u>には</u>、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。</p>
<p>第37条(偽造カードが使用された場合の責</p>	<p>第<u>38</u>条(偽造カードが使用された場合の責</p>

任の区分)	任の区分)
第 38 条 (費用の負担)	第 39 条 (費用の負担)
本会員は、金融機関等にて振込みにより債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料・印紙税・本規約に基づく費用・手数料等に課せられる消費税その他の公租公課、および当社が債権保全の実行のために要した費用を負担するものとします。	本会員は、金融機関等にて振込みにより債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料・印紙税・本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。
第 39 条 (合意管轄裁判所)	第 40 条 (合意管轄裁判所)
第 40 条 (準拠法)	第 41 条 (準拠法)
会員と、当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。	会員と、当社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。
第 41 条 (指定紛争解決機関)	第 42 条 (指定紛争解決機関)
第 42 条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)	第 43 条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)
第 43 条 (会員規約の改定)	第 44 条 (会員規約の改定)
本規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されません。	本規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されます。

ポイントサービス特約	ポイントサービス特約
第 1 条 本特約の目的	第 1 条 本特約の目的
1.当社は会員に対し、会員規約第 6 条に定める付帯サービスの 1 つとして、会員が加盟店においてカードを利用すること等により、本特約の規定に従い会員にポイントを加算し、	1.当社は会員に対し、セブンカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)第 6 条に定める付帯サービスの 1 つとして、会員が加盟店においてカードを利用すること等によ

<p>加算されたポイントを当社が指定する第 2 条に定める「ポイント利用加盟店」において本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。</p>	<p>り、本特約の規定に従い会員にポイントを加算し、加算されたポイントを当社が指定する第 2 条に定める「ポイント利用加盟店」において本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。</p> <p><u>ただし、カードのうち、「SEVEN CARD plus」と記載のあるカードについては、本特約は適用されず、当社が別途定める「セブンカード・プラス nanaco ポイントサービス特約」が適用されるものとします。</u></p>
<p>第 2 条 ポイント利用加盟店</p> <p>ポイント利用加盟店は、以下の各店とします。ただし、会員規約第 6 条に従い変更することがあります。</p> <p>(1) 株式会社イトーヨーカ堂、その関連会社または提携会社が運営するイトーヨーカドー、グッディハウス。</p> <p>(2) 株式会社ヨークマートが運営するヨークマート。</p> <p>(3) 株式会社オッシュマンズ・ジャパンが運営するオッシュマンズ。</p> <p>オッシュマンズは 2017 年 8 月末日をもってポイント利用加盟店ではなくなります。</p> <p>(4) 株式会社セブン美のガーデンが運営する店舗。</p>	<p>第 2 条 ポイント利用加盟店</p> <p>ポイント利用加盟店は、以下の各店とします。ただし、会員規約第 6 条に従い変更することがあります。</p> <p>(1) 株式会社イトーヨーカ堂、その関連会社または提携会社が運営するイトーヨーカドー、グッディハウス。</p> <p>(2) 株式会社ヨークマートが運営するヨークマート。</p> <p>(3) 株式会社オッシュマンズ・ジャパンが運営するオッシュマンズ。</p> <p>オッシュマンズは 2017 年 8 月末日をもってポイント利用加盟店ではなくなります。</p> <p><u>(4) を削除</u></p>
<p>第 3 条 ポイントサービスの提供</p> <p>2.ポイント利用加盟店において、カードによりクレジット決済をしたとき、またはカードを提示して現金や商品券の利用などクレジット決済以外の支払方法によるショッピングで加算されるポイントをショップポイントといたします。</p> <p>ポイント利用加盟店においてカードによりクレジット決済をしたときには、前項および第 2 項に規定される両方のポイントが加</p>	<p>第 3 条 ポイントサービスの提供</p> <p>2.ポイント利用加盟店において、カードによりクレジット決済をしたとき、またはカードを提示して現金や商品券の利用などクレジット決済以外の支払方法によるショッピングで加算されるポイントをショップポイントといたします。</p> <p>ポイント利用加盟店においてカードによりクレジット決済をしたときには、前項および<u>本</u>項に規定される両方のポイントが加算</p>

算されます。	されます。
第 4 条 ポイント加算の方法	第 4 条 ポイント加算の方法
1.(1) ポイントの加算内容は、下記のとおりとします。	1.(1) ポイントの加算内容は、 <u>以下</u> のとおりとします。

個人情報の取扱いに関する重要事項	個人情報の取扱いに関する重要事項
第 2 条 個人情報の利用	第 2 条 個人情報の利用
会員等は、前条第 1 項に定める利用目的の他、当社が下記の目的のために前条第 1 項(1)(2)(3)(4)の個人情報を利用することに同意します。	会員等は、前条第 1 項に定める利用目的の他、当社が <u>以下</u> の目的のために前条第 1 項(1)(2)(3)(4)の個人情報を利用することに同意します。
第 5 条 個人情報信用情報機関の利用および登録	第 5 条 個人情報信用情報機関の利用および登録
<p>1.本会員および本会員として入会を申込みされた方(以下、あわせて「本会員等」といいます。)は、当社が加盟する個人情報信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」といいます。)に対する当該情報の提供を業とする者で、以下「加盟個人情報信用情報機関」といいます。)について以下のとおり同意するものとします。</p> <p>(1)本会員等の入会審査および与信判断を行うに際して、加盟個人情報信用情報機関および当該機関と提携する個人情報信用情報機関(以下「提携個人情報信用情報機関」といいます。)に照会し、本会員等および本会員等の配偶者の個人情報(当該機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など当該機関が独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合は、割賦販売法および貸金業法により、支払能力の調査の目的に限り、これを利</p>	<p>1.本会員および本会員として入会を申込みされた方(以下、あわせて「本会員等」といいます。)は、当社が加盟する個人情報信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」といいます。)に対する当該情報の提供を業とする者で、以下「加盟個人情報信用情報機関」といいます。)について以下のとおり同意するものとします。</p> <p>(1)本会員等の入会審査および与信判断を行うに際して、加盟個人情報信用情報機関および当該機関と提携する個人情報信用情報機関(以下「提携個人情報信用情報機関」といいます。)に照会し、本会員等および本会員等の配偶者の個人情報(当該機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、<u>不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等本人より申告された情報</u></p>

<p>用すること。</p> <p>(2) 本会員等の取引事実に基づく個人情報が、加盟個人情報機関に次の表に記載の期間登録されることで、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員に提供され、当該加盟会員が自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。)のために利用すること。</p>	<p><u>等</u>、当該機関が<u>それぞれ</u>独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合は、割賦販売法および貸金業法により、支払能力の調査の目的に限り、これを利用すること。</p> <p>(2) <u>加盟個人情報機関に</u>、本会員等の<u>本契約に関する客観的な</u>取引事実に基づく個人情報<u>および当該機関が独自に収集した情報</u>が、<u>第3項</u>の表に記載の期間登録されることで、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員に、<u>これらの登録に係る情報が</u>提供され、当該加盟会員が自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。)のために利用すること。</p>
<p>2.当社が加盟する個人情報機関の名称・住所・お問合わせ電話番号は以下のとおりです。また、新たに個人情報機関に加盟する場合には、書面その他の方法により通知します。</p> <p>[当社が加盟する個人情報機関]</p> <p>(株)シー・アイ・シー(CIC)</p> <p>(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒160-8375</p> <p>東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</p> <p>0120-810-414 (フリーダイヤル)</p> <p>http://www.cic.co.jp</p> <p>(株)日本信用情報機構(JICC)</p> <p>(貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒101-0042</p> <p>東京都千代田区神田東松下町 41-1</p> <p>0570-055-955 (ナビダイヤル)</p>	<p>2.<u>加盟</u>個人情報機関の名称・住所・お問合わせ電話番号は以下のとおりです。また、<u>当社が</u>新たに個人情報機関に加盟する場合には、書面その他の方法により通知します。</p> <p>[<u>加盟</u>個人情報機関]</p> <p><u>株式会社</u>シー・アイ・シー(CIC)</p> <p>(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒160-8375</p> <p>東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階</p> <p>0120-810-414 (フリーダイヤル)</p> <p>http://www.cic.co.jp</p> <p><u>株式会社</u>日本信用情報機構(JICC)</p> <p>(貸金業法に基づく指定信用情報機関)</p> <p>〒101-0042</p> <p>東京都千代田区神田東松下町 41-1</p> <p>0570-055-955 (ナビダイヤル)</p>

<http://www.jicc.co.jp>

提携個人情報機関

当社が加盟する個人情報機関と提携する個人情報機関は以下のとおりです。

全国銀行個人情報センター（KSC）

〒100-8216

東京都千代田区丸の内 1-3-1

03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

<http://www.jicc.co.jp>

各個人情報機関の加盟資格・加盟会員企業名・登録される登録項目等の詳細は、上記の各社開設のホームページをご覧ください。

提携個人情報機関

加盟個人情報機関と提携する提携個人情報機関は以下のとおりです。

全国銀行個人情報センター

03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

全国銀行個人情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人情報機関です。全国銀行個人情報センターの加盟資格・加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人情報センター開設のホームページをご覧ください。

加盟個人情報機関と提携個人情報機関の関係は以下のとおりです。

<u>加盟個人情報機関</u>	<u>提携個人情報機関</u>	<u>登録情報</u>
<u>C I C</u>	<u>J I C C ・ 全国銀行個人情報センター</u>	—
<u>J I C C</u>	<u>C I C ・ 全国銀行個人情報センター</u>	—

提携個人情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

3.加盟個人情報機関への登録情報と登録期間は以下のとおりです。

表組

氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・

3.加盟個人情報機関への登録情報と登録期間は以下のとおりです。

以下 まで実際は表組となる

氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・

勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の番号・本人確認書類の記号番号等の本人を特定するための情報

加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申込みの事実

入会承認日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、延滞解消、完済等のその返済状況、支払停止の抗弁の申立有無

C I C

左記 のいずれかの情報が登録されている期間

当該利用日より6カ月間

契約期間中および取引終了日から5年以内

J I C C

当該利用日から6カ月以内

契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)

勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の番号・本人確認書類の記号番号等の本人を特定するための情報

加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申込みの事実

入会年月日・利用可能枠・貸付残高・割賦残高・年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況

登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨

本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報

C I C

左記 _____のいずれかの情報が登録されている期間

当該利用日より6カ月間

契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内

当該調査中の期間

登録日より5年以内

J I C C

当該利用日より6カ月以内

上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは となります。

上表の他、C I Cについては支払停止の抗弁の申し出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

上表の他、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内) および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内登録されます。契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当

	<u>該事実の発生日から 1 年以内) 登録されま す。</u>
4.第 5 条第 1 項に記載されている個人信用情 報機関に登録する情報は、氏名・生年月日・ 住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・ 運転免許証等の記号番号等の本人を特定す るための情報および本会員等に配偶者があ る場合の当該婚姻関係に関する情報、契約の 種類・契約日・契約額・貸付額・商品名およ びその数量/回数/期間・支払回数等契約内容 に関する情報および利用残高・割賦残高・年 間請求予定額・支払日・完済日・延滞等支払 状況に関する情報等となります。	<u>削除</u>
第 6 条 (個人情報の開示・訂正・削除)	第 6 条 (個人情報の開示・訂正・削除)
【個人情報に関するお問い合わせ】	【個人情報に関するお問い合わせ】
(株)セブン・カードサービス お客様相談室	<u>株式会社</u> セブン・カードサービス お客様相 談室
第 7 条 (個人情報の取扱いに関する不同意)	第 7 条 (個人情報の取扱いに関する不同意)
2.第 2 条第 1 項 (3) (4) に定める営業案内 等に対する中止の申し出をいただいても、入 会をお断りすることや退会の手続きをとる ことはありません。	2.第 2 <u>条 (3)</u> (4) に定める営業案内等に対 する中止の申し出をいただいても、入会をお 断りすることや退会の手続きをとることは ありません。
第 9 条 (認定個人情報保護団体)	第 9 条 (認定個人情報保護団体)
3.本規約についてのお問い合わせ・ご相談、個 人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情 報に関するお問い合わせ・ご相談および支払停 止の抗弁に関する書面については下記にお たずねください。なお、当社では個人情報保 護の徹底を推進する管理責任者として個人 情報保護管理責任者を設置しております。個 人情報保護管理責任者の役職等については、 当社ホームページ (http://www.7card.co.jp/company/) の会社 概要 (個人情報保護方針) で公表してありま す。 (株) セブン・カードサービス お客様相談	3.本規約についてのお問い合わせ・ご相談、個 人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情 報に関するお問い合わせ・ご相談および支払停 止の抗弁に関する書面については下記にお たずねください。なお、当社では個人情報保 護の徹底を推進する管理責任者として個人 情報保護管理責任者を設置しております。個 人情報保護管理責任者の役職等については、 当社ホームページ (http://www.7card.co.jp/company/) の会社 概要 (個人情報保護方針) で公表してありま す。 <u>株式会社</u> セブン・カードサービス お客様相

<p>室</p> <p>(9 : 00AM ~ 5 : 00PM 土・日・祝・1/1 ~ 1/3 休)</p> <p>〒102-8437</p> <p>東京都千代田区二番町 4 番地 5</p> <p>03-6238-2952</p> <p>当社は、カードご利用代金のお支払ご指定口座により、収納代行を(株)ジェーシービーに委託している場合があります。その場合、通帳表示は「JCB(カード)」等となる場合がありますのでご注意ください。なお、セブン銀行に関しては当社の直接収納となります。</p>	<p>談室</p> <p>(9 : 00AM ~ 5 : 00PM 土・日・祝・1/1 ~ 1/3 休)</p> <p>〒102-8437</p> <p>東京都千代田区二番町 4 番地 5</p> <p>03-6238-2952</p> <p>当社は、カードご利用代金のお支払ご指定口座により、収納代行を株式会社ジェーシービーに委託している場合があります。その場合、通帳表示は「JCB(カード)」等となる場合がありますのでご注意ください。なお、セブン銀行に関しては当社の直接収納となります。</p>
---	---